

東庄町立東庄中学校

いじめ防止基本方針

～ 生徒ひとりひとりが互いを尊重し合い、
生き生きとした学校生活を送れるように ～



校歌

飯田 秀真 作詞
山本 芳樹 作曲

一 高い空 みなぎる光
野も岡も 風はさわやか
地のはてに 筑波はかすみ
大利根は ゆるく流れて
人の心の 安らぐところ
明るい学舎 東庄中学校

二 伝えくる 歴史もはるか
この土に 生きる喜び
胸をはり 手をとりあって
日にあらた 日に新たに
築き積みゆく ゆたかな文化
楽しい学舎 東庄中学校

三 神杉の みどりも深く
日に映える 大むらさきよ
青ぐもに 羽ばたくわしの
限らない 夢と希望に
もえる血しおは 高鳴りやまぬ
輝く学舎 東庄中学校

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒（当該生徒が在籍する中学校に在籍している等）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者、社会福祉施設職員等への正確で丁寧な説明を行う。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、携帯電話等によって、ネット上の掲示板などに誹謗・中傷を書き込まれたり、メールやLINEでいやなことをされる。

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導部会、教育相談部会が連携して「いじめ防止対策委員会」を設置し、以下の取組を実施する。（毎週の「主任会議」で兼ねる。）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。

- (5) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 日常的な業務については、生徒指導部会及び教育相談部会のメンバーを基本とする。また、緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止等の方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にすることを育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな生徒理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、生徒のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての生徒を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめ防止に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

- ・学校いじめ防止年間計画の作成と年度末における見直し
- ・教師用のチェックリストの作成と活用

イ 道徳教育及び人権教育等の充実

- ・全教育活動を通して、道徳教育の推進
- ・生徒会活動等、生徒の自発的な活動の展開
- ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
- ・校外学習や宿泊体験、職場体験等の推進
- ・人権教育の推進
- ・読書活動の推進

- ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
 - ・情報モラル教育による未然防止の推進
 - ・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知
 - ・生徒会が策定した「東庄中生徒会ネット使用宣言」の啓発と実践

エ 教職員研修の推進

- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
- ・QUテストの活用による、生徒理解の深化
- ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
- ・生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開
- ・教職員の生徒を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

オ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
- ・国及び県のリーフレット等の配布
- ・「いじめゼロ宣言」の生徒会での採択と周知
- ・道徳の授業の一般公開

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への声かけ
- ・「個人ノート」や「生活ノート」等の活用
- ・昼休み等授業時間外での、生徒の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・いじめ等生徒の悩みのアンケート調査実施
(年3回：6月、10月、1月)
- ・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
- ・定期的な教育相談の実施
(年3回：6月、11月、2月)

イ 相談体制の整備

- ・生徒と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実
- ・生徒の相談記録等、情報の教職員による共通理解
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先

電話番号 ８６－３１３１

担当：教頭・生徒指導主任・教育相談担当教諭、養護教諭

(参考) <教育委員会対応>

電話番号 ８６－２３１１

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」を活用し、組織的に対応する。

以下概要

ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握

保護者や地域住民等からの相談先

学校電話番号 ８６－３１３１

イ 初期対応

- ① いじめ防止対策委員会で初期対応の方針の決定
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ いじめられている生徒及びその保護者への方針説明
- ④ 事実関係を明確にする調査
- ⑤ 初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ⑥ 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ⑦ 保護者への報告と支援・助言

エ 長期対応

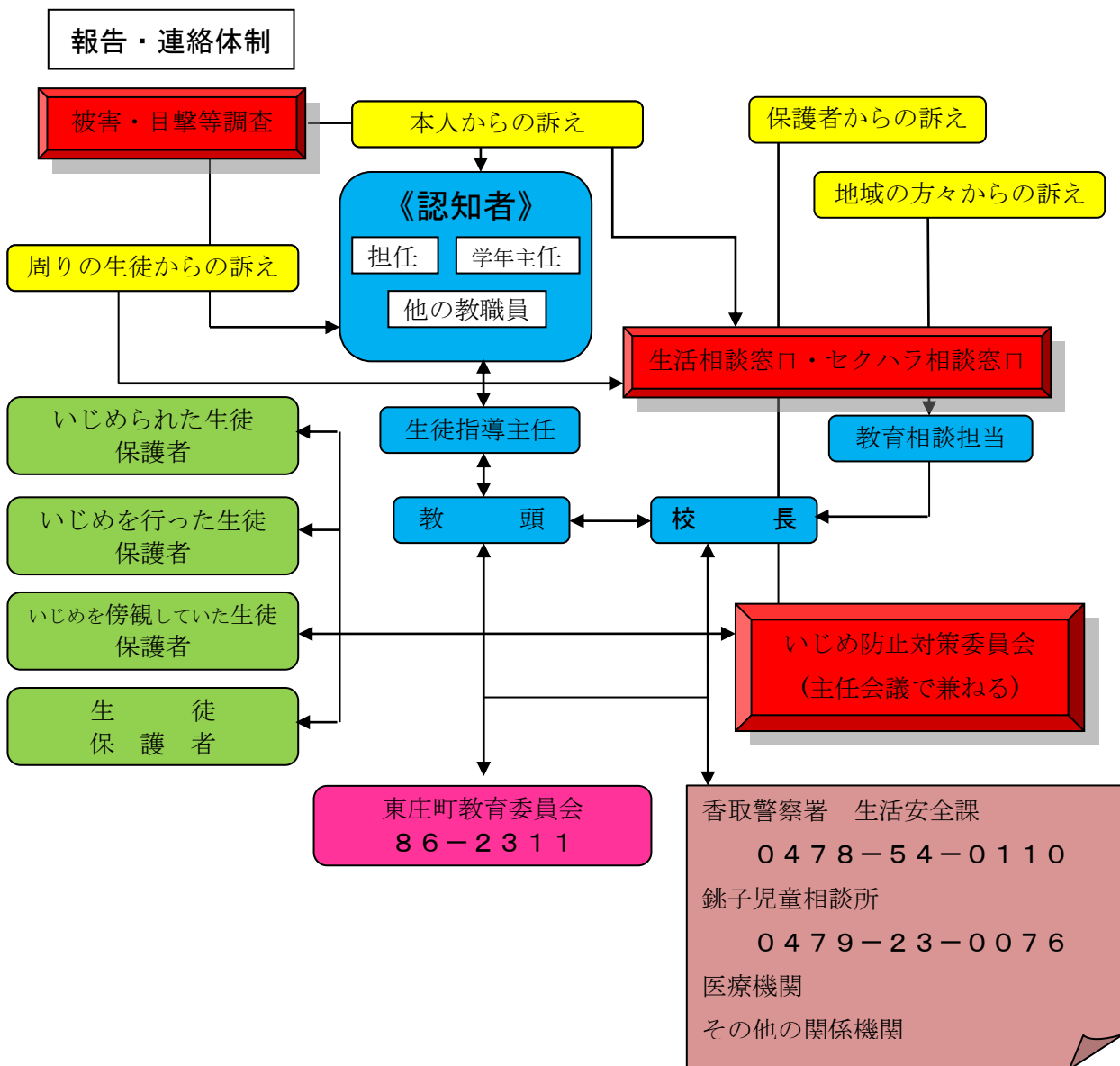
- ⑧ 関係生徒の心のケア
- ⑨ 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ 重大事態発生時の関係機関との連携

(参考) 重大事態とは、(いじめ防止対策推進法・第28条より)

(ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき

(イ) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



6 その他

- ① 学校いじめ防止基本方針のホームページでの公開
- ② 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。
- ③ その他、いじめ防止に関する措置（研修の充実等）